令和7年度

村認可保育所(園)利用申込案内



申 込 期 間: 今和6年11月1日(金)~11月20日(水)※土日祝日を除く

※申込期間を過ぎた場合は第二次募集にて受付となります。

時 間 :(午前) 9 時~11 時 30 分

(午後) 1時30分~4時30分

場 所:今帰仁村役場 福祉・こども課(1階3番窓口)

こども園・保育所係



●お問い合わせ先

今帰仁村役場 福祉・こども課

こども園・保育所係

☎(0980)56-2198

保育所入所申込のしおり

1. 保育所の役割

保育所は、保護者が就労や病気などの理由により家庭で児童を保育できないときに、保護者の方に代わって、その乳幼児を保育する児童福祉施設です。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所できるわけではありませんので、下記「2. 保育所(認定こども園)へ入所できる事由(基準)」をよくご覧になって申込みをして下さい。

2. 保育所 (認定こども園) へ入所できる事由(基準)

認定には、1号・2号・3号の3つの区分があり、区分によって利用できる施設や時間が変わります。

1号認定※は3~5歳児の教育認定、2号認定は3~5歳児の保育認定、3号認定は0~2歳児の保育認定のことをいいます。 施設を利用できる基本的な時間は、1号認定は1日4~5時間程度、2・3号認定は1日8時間または11時間となります。

保育認定で入所できる児童(2・3号)は、その家庭が以下のいずれかの事由に該当する場合です。<u>ただし、保護者以外の同居の親族</u>が保育できる場合は除かれます。(同居の親族が20歳以上65歳以下の場合は事由の確認を行います。)

※1 号認定は、認定こども園みらい、認定こども園まはろば保育園のみです。また、下記事由(基準)の確認の必要性はありません。

- (1) (就 労) 恒常的な労働を行っているため、その児童の保育ができない場合。(月64時間以上の就労が必要。)
- (2) (妊娠・出産) 妊娠中から産後8週間の属する月の末日。
- (3) (保護者の疾病等) 保護者の疾病 (障がい) 等により、その児童の保育ができない場合。
- (4) (介護看護等) 同居親族や長期間入院・通院等をしている親族を常時介護・看護しているため、その児童の保育ができない場合。
- (5) (災害復旧) 火災や風水害や地震などの災害で、その復旧の間、児童の保育ができない場合。
- (6) (求職活動) 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合。(※入所期間3か月)
- (7) (就 学) 就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む) のため、その児童の保育ができない場合。
- (8) (その他) その他、村長が認める上記に類する状態にある場合。

3. 入所に必要な書類 I (児童1人につきそれぞれ提出、2人目以降はコピー等で提出してください。)

◆認定こども園の1号は、①・②・③・⑭・⑮が必要です。(※23)は該当者のみ。)※ 4. 入所に必要な書類Ⅱ(その他の書類) も確認

	必要な書類・証明書等	対象
1	施設型給付費·地域型保育給付費等 支給認定申請書(新規申請児童) 現況届兼施設利用申込書(継続申請児童)	全 員 <u>※コピー不可</u>
2	住民票謄本 …申請日時点で世帯全員の住民票が本村にない場合 住民票抄本 …入所希望期間に住民票が本村にない保護者がいる場合	<u>※転入予定世帯のみ</u> <u>※単身赴任保護者等、該当の方のみ</u>
3	所得課税証明書 入所希望が4月~8月…令和6年度分の所得課税証明書 入所希望が9月~3月…令和7年度分の所得課税証明書	※ 当年1月1日に本村に住民票がない保護者
4	同意書 (マイナンバーの記入で③の提出は不要)	全 員
(5)	就労証明書(雇用主の証明)	入所できる事由(基準)(1)の場合
6	就労証明書+添付資料(開業届、直近の確定申告書・税申告書、営業許可証、青色事業専従者給付に関する届出書、給与明細書のうち、いずれか1点 ※写し可)	入所できる事由(基準) (1) の場合 (自営業)
7	就労証明書+添付資料(直近の確定申告書・税申告書、青色申告決算書又は収支内訳書、もしくは、農業をしていることが分かる書類 ※写し可)	入所できる事由(基準) (1) の場合 (農業)
8	出産予定日のわかる書類、 親子健康手帳の表紙コピー (※写し可)	入所できる事由(基準) (2)の場合
9	医師の診断書または障害者手帳等の写し 、 疾病・障害状況申告書	入所できる事由(基準) (3)の場合
10	医師の診断書または障害者手帳等の写し(該当親族のもの)、介護・看護状況申告書	入所できる事由(基準) (4)の場合
11)	罹災証明書等	入所できる事由(基準) (5)の場合
12	求職活動申立書、ハローワークカード等	入所できる事由(基準) (6)の場合
13	在学証明書または学生証、カリキュラム (時間割等スケジュールがわかるもの)	入所できる事由(基準) (7)の場合
14)	入所児童の健康診断書(小児科を受診。受診の際は親子健康手帳を持参) ※転園が必須となるおとわキッス園2歳児以外の児童は、転園が内定した後の提出可	新入児童、転還児 ※コピー不可
15)	保育施設等の利用申込に関する確認票	全 員

4. 入所に必要な書類Ⅱ(その他の書類)

- 母子父子世帯等の場合…児童扶養手当証書の写し・戸籍謄本・夫婦関係等調整調停申立書の写し(みなし母子父子世帯) など
- 同居親族に障害等ある場合…障害、療育手帳の写し・診断書 など
- 生活保護世帯の場合…生活保護証明書(北部福祉事務所で発行)
- ※ 祖父母・または学生でない20歳以上65歳以下の親族と同居の場合は、保護者と同様に保育できない証明(就労証明書等)が必要です。

5. 入所の決定及び通知

入所は、今帰仁村保育所入所実施基準に基づき調査票等により、保育所入所実施会議において審査し、保育を必要とする程度の高い 児童から優先に決定し、保護者あてに通知します。

入所基準に合致していても、保育所の定員に空きがないときなどは、入所できない場合がありますのでご了承ください。

6. 保育料・主食費・副食費について

保育料は保護者(児童の扶養義務者)の課税状況及び児童の年齢等により、それぞれに応じて個々に決定されます。

- ◎兄弟で入所の場合は保育料の軽減があります。(☆2人以上入所の場合・・・1人目は全額、2人目は半額、3人目は無料)
- ◎その他、母子父子世帯等(母子父子世帯、みなし母子父子世帯、在宅障害者のいる世帯)についても軽減があります。
- ◎3 歳児からは保育料は無償。主食費のみとなります。住民税所得割合算額57,700円以上の世帯は、副食費が加算されます。

「公立···主食費 500 円 副食費 4,500 円 (1 号···副食費 3,500 円)

【私立···主食費 1,000 円 副食費···まほろば保育園 6,000 円、あめそこ保育園 5,500 円

◎保育料は、実際の利用の有無にかかわらず、保育所利用中は毎月納付していただきます。

注意事項: 次の事由等に該当する保護者は保育料の算定ができないため、最も高い階層区分で決定されます。ご了承ください。

(1) 保護者が住民税の申告をしていない。

※扶養等で所得がない場合でも「所得なし」の申告が必要となります。扶養申告をおこなっている場合は除きます。

(2) 本年1月1日に村外に居住し、その前居住地の所得課税証明書が提出されていない。

※未申告の場合、前居住地で申告する必要があります。申告済の場合は、提出書類3同意書にマイナンバー記入を行うと 担当者が前居住地に課税情報の照会をおこないますので、所得課税証明書の提出は不要です。

◆毎年6月に当該年度の住民税が決定され、保育料は9月分より当年度住民税課税額により再算定されます。

(4月~8月分は前年度分の住民税課税額、9月~3月分は当年度分の住民税課税額により算定)

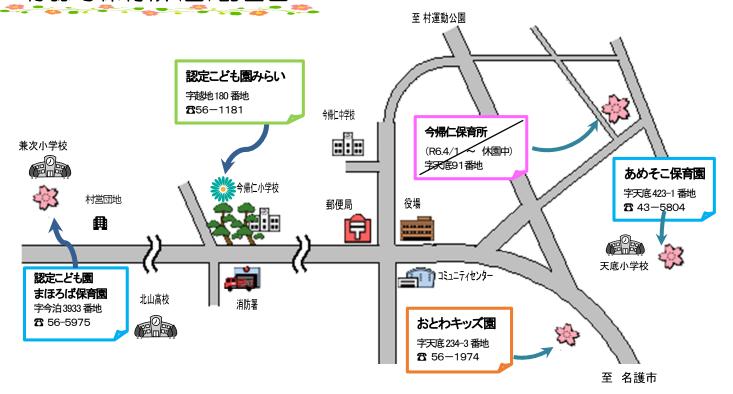
7. 給食について

栄養士が作った献立に基づいて、年齢や栄養バランスを考慮した完全給食を行っています。

8. 入所後は次の点にご注意ください。

- (1) 保護者の仕事が変わった、退職した等入所時と家庭の事情が変わったときは、こども園・保育所係へご連絡ください。
 - ○<u>就労で入所した方</u>は、雇用主等へ就労実態の確認を行うことがあります。虚偽の就労証明書等、実態の確認ができないときは、入所申込書の内容と事実が異なるとみなされ、保育の実施を解除(退所)することになりますのでご注意ください。 ※就労時間・・・月120時間以上:保育標準時間(最大11時間) 月64時間以上119時間:保育短時間(最大8時間)
 - ○求職活動中で入所した方は、入所日から3か月以内に就労証明書等の提出がない場合は退所となります。
 - ○1 号認定で入所した保護者が就労等の事由に該当した場合は2 号認定に変更を希望することが可能です。
- ② <u>保育料</u>は毎月末日までに当該月分を納付することになっています。納付書は毎月10日に送付します。口座振替は毎月20日(土・日・祝日等にあたる場合は、その翌日)に指定の口座(沖縄県農業協同組合のみ)から引き落としとなりますので、その前日までに入金してください。資金不足等で引き落としできなかった際には納付書でのお支払いとなります。
 - ※ 保育料を滞納した場合は自宅・勤務先への電話督励、訪問等を行うことがありますのでご了承下さい。
 - ※ 保育料未払いの場合、継続入所をお断りする場合があります。
 - ※ 未納があり年度内でのお支払いが出来ない方は、納付計画書を提出ください。
- ③ 家庭の事情等により保育所を退所する場合、事前にお申し出ください。「保育所退所届」の提出が必要です。
- ④ 保育所は児童が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐため、児童が感染症の時は感染力のある期間に配慮し、保育所生活が可能な状態となってからの登園をお願いします。

村認可保育所(園)配置図



保育所名及び募集人員(継続入所児童含む)

(人)

保育所名	認定区分	募集人員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
初学と じょ 関 ひとい	1号 (8時30分~13時)	15				5	5	5
認定こども園みらい	2•3号	150	4	13	26	29	35	43
認定こども園	1号 (8時~14時)	15		_	_	5	5	5
まほろば保育園	2•3号	98	9	12	20	18	18	21
あめそこ保育園	2•3号	118	9	12	18	23	22	34
おとわキッズ園 (事業所内保育所)	3号	14	3	5	6			

※今帰仁保育所は令和6年度から休園中のため募集なし

※1号は3~5歳児の教育認定、2号は3~5歳児の保育認定、3号は0~2歳児の保育認定です。2号・3号は保護者の就労等の条件があります。

★障害児保育(加配保育)を希望される方は、年度ごとに該当の書類提出が必要です。申請時にその旨を申し出てください。

★各保育所の開所時間について

○認定こども園みらい

《月~金》 午前7時30分~午後6時30分(午後6時30分~午後7時までの30分は延長保育(有料))

《土曜日》 ①午前7時30分~午後1時 ②午後1時~午後5時30分(保護者の勤務などの状況に応じて行います。)

○認定こども園まほろば保育園 ※延長保育なし

《月~金》 午前7時30分~午後6時30分

《土曜日》 (1)午前7時30分~午後1時 (2)午後1時から午後5時30分(保護者の勤務などの状況に応じて行います。)

○あめそこ保育園

《月~金》 午前7時~午後6時 (午後6時~午後7時までの延長保育(有料30分毎))

《土曜日》 午前7時30分~午後5時30分(保護者の勤務などの状況に応じて行います。)

○おとわキッズ園(事業所内保育所)

《月~金》 午前7時30分~午後6時30分 (午後6時30分~午後7時までの30分は延長保育(有料))

《土曜日》 午前7時30分~午後6時30分 (利用規定に従い、保護者の勤務などの状況に応じて行います。)